

- 京都府議会 2007 年 9 月定例会で日本共産党の府議が行なった一般質問の概要をご紹介します。

目次

前窪 義由紀	一般質問	1
上原 ゆみ子	一般質問	7
山内 よし子	一般質問	11

## 京都府議会 2007 年 9 月定例会 一般質問

### 前窪義由紀（日本共産党 宇治市及び久世郡）2007 年 9 月 27 日

#### 淀川水系のダム問題

#### ダム建設復活の根拠を全面開示し、十分な議論を保障せよ

【前窪】日本共産党の前窪義由紀です。通告している数点について、知事ならびに関係理事者に質問します。まず、淀川水系のダム問題です。

国土交通省近畿整備局は 8 月 28 日、淀川水系河川整備計画原案を発表し、琵琶湖周辺で計画中の 5 ヶ所のダムの内、4 ヶ所について建設の意向を明らかにしました。

天ヶ瀬ダム上流の大戸川ダムは、凍結方針を撤回し、異例の復活建設を打ち出しました。また、宇治川に 1,500 トン放流を可能にする天ヶ瀬ダム再開発は、ダムの左岸側の山に、延長約 600 メートルもの巨大なトンネルを掘り、毎秒 600 トンを新たに放流する計画となっています。

大戸川ダムは 1968 年、利水、治水、発電を目的に計画されましたが、大阪府、京都府などが、相次いで利水から撤退、治水面でも淀川本流での洪水調節能力は低いとして、05 年 7 月近畿整備局が、凍結表明していたものです。根拠データを示さないまま、たった 2 年で方針転換しました。

淀川水系流域委員会は 4 年前、「ダムは原則建設しない」と提言しましたが、当時の委員長だった、今本博健京大名誉教授は、「計画案では、ダムの必要性を示すデータが示されていない。提言を無視していると言わざるを得ない」と憤慨しています。

河川法改正から 10 年、新河川法の理念を生かして、6 年間で実に 500 回以上の審議を重ね、住民意見の反映でまとめ上げた「提言」をどう受けとめているのか、近畿整備局の原案からは、うかがい知ることは出来ません。

そこでお聞きします。本府として、今回の原案をどう評価していますか。お答え下さい。

また、原案について、幅広い十分な議論を保障するために、ダム建設復活の根拠データ等を全面開示すること、さらに、今年度中に最終案をまとめることとしていることから、時間的制約を理由にした結論の押し付け、建設の見切り発車は絶対にしないことなど、近畿整備局に求めるべきと考えますが、いかがですか。

天ヶ瀬ダム再開発は、宇治川的环境・景観破壊、堤防決壊の危険性が高いとして、地元で根強い見直しの意見があります。また、1 兆 9 千億円を投入した琵琶湖総合開発事業も完了し、琵琶湖沿岸の浸水被害も大きく軽減されていることから、洪水後期の琵琶湖の水位を速やかに下げるための、1,500 トン放流には説得

力がありません。まして、これまで示してきた既存施設の活用で、放流量を増やすという方策には何も触れず、当初のトンネル方式に戻ったことは理解できません。府としても大きな財政負担を伴う、トンネル方式の1,500トン放流について、近畿整備局や再発足した淀川水系流域委員会に、再考を求め、意見を上げるべきです。いかがですか。

【知事】淀川水系のダム問題についてであります。最近、これまで経験したことのないような猛烈な豪雨による被害が全国各地で毎年のように発生しており、治水対策は今までにない局面を迎えつつあると感じております。それだけに、淀川水系の河川整備についても、中流地域の京都府にとって、防災対策上大変重要な問題だけに府民の安心・安全の確保を最優先に臨んでまいりました。

去る8月28日に近畿地方整備局から公表された淀川水系河川整備計画原案につきましては、年度内の整備計画の策定に向けて、学識経験者や関係住民の幅広い意見を聴き、議論を進めていくためのたたき台として示されたものであります。

しかし大戸川ダムや天ヶ瀬ダムなどについて、治水上の具体的なあり方や事業計画、さらには費用負担等の詳細については、まだ、一切示されていないために、この原案に至った理由も含めて、きちんとした説明を国に求めていくこととしております。

私どもといたしましては、その説明を踏まえ、京都府として府域の安全確保を最優先に大阪府、滋賀県そして関係市町村と連携をして、国と協議していきたくと考えています。

## 宇治川右岸で発見された大規模な護岸遺跡「大閘堤」の 史跡指定や保存の検討を

【前窪】この際、宇治川にかかわって要望しておきます。9月5日宇治市教委が、宇治川右岸で大規模な護岸遺跡が見つかったと発表しました。現地説明会も開催され、大きな反響を呼んでいます。この護岸は、豊臣秀吉が伏見城築城の際に築いた「大閘堤」の一部と見られます。宇治川を付け替えて、伏見城へ導いた秀吉の大事業の一部が姿を現したもので、宇治市教委は、「当時の大規模な治水の実像を具体的に知ることができる、全国的にも数少ない一級の発見」としています。この発掘現場には、マンション建設が予定されていることから、「何とか保存できないか」の声も次々寄せられています。本府として、宇治市とも連携し、史跡指定や保存について検討していただくよう、強く要望しておきます。

### 地震対策について

## 木造住宅の耐震化を急ぎ、制度のいっそうの拡充を

【前窪】次に、地震対策についてです。

7月16日の中越沖地震では、老朽化し耐震性能が落ちていた住宅が、狙い撃ちされるように倒壊し、死者11人中9人が、建物の下敷きになりました。耐震基準に満たない既存住宅の耐震化が、減災に向けた最大の課題だということを、再認識させられました。

「改正耐震改修促進法」が06年1月に施行され、木造住宅の耐震改修に、補助金を出す自治体は、全国で29%と年々進んではいます。しかし、補助金で実際に補強されたのは、全国で13,000戸程度です。進まない原因の一つが、工事費が平均120万円、補助金は20万円から60万円程度の自治体が多く、かなりの自己資金が伴うことが、大きなネックとみられます。現行補助制度の周知徹底はもちろん、いっそうの拡充が求められています。

そこで伺います。本府でも今年度、木造住宅耐震改修補助金制度をつくりましたが、市町村が実施しなければ活用できません。今年度の実施見込みは、城陽市、長岡京市にとどまっています。実施困難な市町村を支援し、耐震助成制度の普及を急ぐべきと考えます。いかがですか。また、国が示す2015年までに、90%の耐震化の目標の達成については可能だとお考えですか。国に制度改善を求めると同時に、本府としても、工事費の上限・補助率の引き上げ、密集市街地の緩和など、使いやすい制度に改善を図るべきと考えますがいかがですか。お答えください。

また、10月1日から、「緊急地震情報」の一般提供が始まります。古い住宅でも、部分的な耐震補強で、

家の中に安全な場所を造っておけば、緊急地震情報が出てから、大きなゆれがくるまでの時間の余裕を生かして、逃げ込むことが可能になり、人的被害を軽減することが出来ます。簡易で安価な住宅の部分的な耐震補強、個人住宅用の耐震シェルターなどにも、公的支援を実施することが、新しい緊急速報システムを生かすことになると考えます。いかがですか。

**【土木建築部長】**地震対策について、京都府においてはこれまでから、市町村と連携した耐震診断事業等を通じて、府民への啓発に努めてきたところであり、本年3月には、平成27年における住宅の耐震化率を90%にすることを目標とする耐震改修促進計画を策定し、今年度、木造住宅耐震改修助成制度を創設したところです。

住宅の耐震化を円滑に進めるためには、それぞれの市町村において耐震改修促進計画を策定して頂くことが重要であることから、京都府としては、計画のモデルをお示しをするなど、市町村に対する支援を行い、事業の一層の促進を図っております。

また、国に対して、これまでから住宅・建築物耐震改修支援事業の要件緩和について要望を行っているところであり、耐震改修が促進されるよう、今後とも必要に応じて制度改善を求めていく考えです。今後とも、市町村とも十分に連携しながら、計画目標の達成に努めたいと考えています。

なお、地震対策は、自助、協助、公助、それぞれの役割がある中で、密集市街地における耐震性の低い木造住宅は、地震発生の際に倒壊して道路を塞ぎ、避難や救護の妨げになる恐れがあること、或は都市火災の起点となる危険性が高いことから、京都府としては、まずは、部分的な耐震補強ではなく、建物全体の耐震化を優先的かつ重点的に支援していきたいと考えております。

## 市町村を支援し、学校施設の耐震化を急げ

**【前窪】**次に、学校施設の耐震化です。先日、長岡京市の14の小中学校の校舎や体育館66棟のうち43棟も、耐震補強が必要だと、市の調査結果で明らかにされました。宇治市でも小中学校の耐震診断の結果、198棟の内88棟が耐震強度不足となっています。

府内の耐震化率は07年度で、小中学校66%、その内、京都市が80.6%です。府立高校は60.9%となっています。中越沖地震では、避難場所に指定されている体育館が被災し、避難者が別の避難場所に急遽移動するという事態もありました。子ども達が日中の大半を過ごすことも考えると、学校施設の耐震補強は待ったなしです。

小中学校の耐震化については、京都市内に比べ、府内自治体の整備が遅れ、地域間の格差が大きく生じています。取り組みが遅れている市町村を支援し、耐震化を急ぐべきではありませんか。

また、府立高校の耐震化は、I S値0.3未満の施設を優先するとしていますが、計画の前倒しを図り、I S値0.7未満の耐震改修も計画的に実施すべきと考えます。合せてお答えください。

**【教育長】**小中学校施設の耐震化についてであります。各市町村では、耐震診断調査をほぼ終え、その結果を踏まえて施設整備計画を策定し、計画的な耐震化に取り組まれているところです。

府教育委員会といたしましても、市町村の財政状況が厳しい中で、小中学校の耐震化が着実に進むよう、国に対して交付金などの財政措置の充実を強く要望するとともに、府立学校における耐震化で培った技術的なノウハウの提供にも努めているところであり、今後とも、引き続き市町村の取組を支援して参りたいと考えております。

また、府立高校の耐震化についてであります。耐震化が急がれる建物について、概ね5年を目途に整備・改修することとし、昨年度から従来の約2倍となる予算を御議決いただき、現在、耐震性の低いものや特別支援学校の施設を優先して改修を進めているところであります。

更に、I S値が0.3以上の施設につきましても、高等学校再編等の整備と併せて耐震補強を行うなど、可能な限り前倒しに努めているところであります。

今後とも、学校施設が生徒の学習や生活の場であるとともに、地域住民の応急の避難場所となることから、計画的な耐震改修に努めて参りたいと考えております。

## 市町村と連携し、地域防災計画を早急に具体化せよ

【前置】災害時の要援護者への支援については、昨日答弁がありました。

本府の地域防災計画では、震災発生時時の要配慮者の安否確認について、「市町村は、府と連携し、自主防災組織等の協力を得て、地域の要配慮者マップに基づき各戸訪問、状況を確認する」となっています。対応が後手に回ることがないように、市町村と連携し、個人情報保護に十分配慮した上で、要援護者名簿を作成すること、消防団、自主防災組織などとの情報の共有、連携の強化を図り、地域防災計画を早急に具体化するよう要望しておきます。

## 山砂利採取地や採石場への産廃等の持ち込み問題について

### 地下水・土壌調査を徹底し、汚染原因の究明を

【前置】次に、山砂利採取地や採石場への産廃等の持ち込み問題について伺います。

城陽山砂利採取跡地に、大阪の産廃処理業者が、10トンダンプ16,300台分の建設汚泥を「再生土」として、持ち込んだことで、地下水汚染など市民の不安が深刻になっています。

事の発端は、京田辺市の農地に未処理の建設汚泥を不法投棄したとして、逮捕、起訴された同じ業者が、裁判で「城陽山砂利採取地に同じものを搬入しているが問題になっていない。だから産廃でない」と証言したことから表面化したものです。

昨年5月、府は、3,000台分を産廃と認定し、告発しましたが、同時に撤去でなく覆土措置の方針を示しました。これに城陽市民が反発し、昨年6月市議会では、全会一致で撤去を決議するにいたりました。その後、「たかがアルカリ」など、府幹部の軽率な発言が、市民感情を逆なでし、一気に行政不信が広がったのです。この声を押され、府は、覆土方針を撤回し、再生土問題に関する検証委員会を立ち上げ、現在まで5回開催されています。

そこで伺います。検証委員会に臨む本府の姿勢です。委員会で城陽市側は、検証委員会はゼロベース、撤去も覆土もない一からの再検討のはずと述べているにもかかわらず、本府は、当初から覆土措置の検証、追認を求める姿勢に終始していることが、マスコミにも報道され、傍聴した市民からも、これについて大きな批判が高まっています。

本府と城陽市の姿勢の違いはなぜ生じているのですか。検証委員会は、ゼロベースで立ち上げたのではありませんか。明確にお答え下さい。

再発防止のためにも、現に持ち込まれた産廃等の完全撤去が必要であり、市民の切実な声であります。本府は、現状追認を求めるのではなく、この声を真剣に受け止めるべきです。

加えて、本府が産廃と認定した3,000台分についてです。「産廃を搬入しない」というのが、山砂利整備公社を構成する京都府、城陽市、砂利採取業者の「合意事項」であり、市民への約束でもあります。搬入した3ヶ所の現場は特定されているのですから、業者の責任で撤去させるべきです。強く指摘しておきます。

いま、市民が何よりも心配しているのは、環境基準を超えたヒ素や水銀が、砂利採取地内の井戸や調整池にとどまらず、それ以外からも継続して検出されていることにあります。市民の水道水として8割も使われている地下水の安全性に不安が広がっています。それなのにチェックが手薄な、深夜・早朝に1日50台ものダンプが運行するなど、埋め戻しは継続されています。これ以上の汚染をくいとめるために、埋め戻し事業をいったん中止し、砂利採取地全域の地下水・土壌調査を行うなど、徹底的な汚染原因の究明が必要ではないかと考えます。決意を伺います。

問題の根本は、現在の山砂利採取地の埋め戻し事業がこれで良いのかということです。この40数年間、城陽の東部丘陵地で大量の砂利を採取し、広大な自然を破壊した挙げ句、20年ほど前からは、採取した巨大な穴だらけの跡地を、埋め戻して更地にし、再利用しようとしているわけです。大部分は業者の私有地であり利益を得るのは業者だけではありませんか。市民は、大量のダンプ通行、地下水汚染など、被害を受けるばかりです。

府、市、業者で「整備公社」までつくり、なかば公的に行われている埋立て事業そのものが問われています。外部から大量の残土等の持ち込みによる埋立て方式を見直し、採取地内での土砂移動による整備などを、検討すべきだという意見も強く出されています。山砂利を深く掘りつくしては埋め戻しをする、こんなこ

とをいつまで続けていいのでしょうか。埋め戻しが必要な深さまでの採取を制限するなど、終結を展望した採取事業への転換を図るべきと考えますが、いかがですか。

**【企画環境部長】** 城陽市域における山砂利採取跡地問題について、住民の皆さんの安心・安全を確保する観点から、城陽市とともに再生土問題に関する検証委員会を設置し改めてゼロベースから検証をお願いしているところです。

この検証委員会においては、①再生土に係る対策、②産業廃棄物を搬入させないための対策、③地下水の影響に係る市民の不安に対する方策について検証いただいております。京都府としては、委員長の運営の下、要求された各種資料はすべて提出するなど、誠実に対応し、検証作業が円滑に進むよう努めている。

これまで5回開催され、現地調査を行うほか、再生土の科学的な分析検討や法律上取り得る方策について、慎重に検討されるとともに、城陽山砂利採取地整備公社での検査・監視体制の強化や、城陽市の条例改正も視野に入れた再発防止対策の検討などを行っていただいている。

また、8月に開催された検証委員会では、地元自治会やNPOの方々をはじめ傍聴に来られた方など、広く市民の皆さんから生の声もお聞きしている。京都府としては、検証委員会の結論を最大限尊重して、対応していきたいと考えている。

また、地下水については、山砂利採取地内の9箇所の井戸において、公社が継続的な調査を実施してきており、公社内に設置された土壌・地下水の保全に関する審議会において、専門家に意見を求めながら、必要とされる箇所について、原因究明に向けた段階的揚水試験やボーリング調査を実施してきており、引き続き、関係井戸周辺でのボーリングによる土壌調査も実施されることとなっている。

なお、埋め戻しは、城陽市のまちづくりに関わる重要な課題として、市の東部丘陵地整備計画に基づき山砂利採取地の修復整備事業の一環として実施されているところであり、京都府としては、砂利採取法に基づき災害及び事故の防止を主眼として助言指導を行ってきている。

## 宇治市西笠取の採石場に持ち込まれた、ダイオキシン類を浄化処理したとする大量の土壌の全量撤去を急げ

**【前置】** 次に、宇治市西笠取の採石場に、ダイオキシン類を浄化処理したとする大量の土壌 8,210 トンが、昨年8月以降、今年の5月まで、大量に持ち込まれていた問題です。

今年6月18日、砕石業者の元従業員が、「黒っぽい土が大量に搬入されている。産廃あるいは有害なものではないのか」と、府山城北保健所に通報し、調査を求めたのが事の発端です。

府の調査結果で、9年前、大阪の豊能郡環境施設組合のゴミ焼却場「豊能郡美化センター」で、高濃度のダイオキシンが検出され、大問題になった土壌であること、汚染土壌の浄化処分を施設組合から委託されていた鴻池組が、処理土の最終処分に困って、グループ会社の鴻池建設の砕石現場に、持ち込んだことなどがわかりました。同時に、府は、砕石法、森林法の許可条件違反だとして、業者に全量撤去と搬出計画の提出を、指導したことも明らかにされました。

採石場とはいえ、大量のダイオキシン処理土が持ち込まれ放置されたのでは、市民の不安は拭えません。搬出計画は出されたのですか。全量撤去はいつになるのですか。今後の対応も含めお答え下さい。

この問題は、元従業員の勇気ある内部告発があって、初めて表ざたになりました。告発が無ければ闇に消えていたのです。他の採石場、砂利採取場を含め再発防止のために、砕石法、森林法など法令の厳正な運用、パトロールの強化等、監視・監督の強化が求められています。そのためにも職員体制の強化などが必要です。再発防止の対策、決意について伺います。

また、元従業員の告発では、この業者の砕石場内に、京都市の地下鉄工事等から発生した残土が、10年ほど前から2～3年前まで大量に持ち込まれていることも、情報提供されています。府は、調査を約束されていますが、調査結果と対応について明らかにして頂くよう答弁を求めます。

**【企画環境部長】** 宇治市西笠取の採石場に、ダイオキシン類処理土が搬入された問題について、本件は、採石法の認可条件及び森林法の許可条件に違反していたことや、地元と連絡なく処理土を搬入したという道義的責任もあることから、事業者には撤去を指導し、搬出計画書の提出を指示したところです。事業者は自主的に全面撤去の意向の表明しており、搬出先が確定次第、搬出計画書が提出される予定ですが、一日も早く全面搬出されるよう強く事業者を指導しているところです。

また、発注者である豊能郡環境施設組合に対しても搬出先の確保等を宇治市とともに強く要請しており、大阪府に対しても、協力を依頼しているところです。

なお、府及び宇治市が土壌調査を実施した結果、ダイオキシン類は基準値以下であり、環境保全上支障はないものであるが、事業者に対し、処理土の撤去が完了するまでの間の飛散、流出防止等の対策を指導したところです。

なお、パトロールの強化等については、これまでから、保健所、広域振興局の農林商工部、土木事務所が十分連携して現地での合同パトロールを実施しているところですが、引き続き、市町村等関係機関とも連携して現地パトロール等を実施し、監視を行うとともに、搬入土砂については許認可申請時等に条件をつけるなど、再発防止に向けた指導を強化したい。

**【農林水産部長】** 宇治市西笠取の採石場への残土搬入の調査につきましては、事業者に資料の提出を求め確認したところ、搬入は平成10年から16年2月まで行われており、現地に搬入された量は約124万トンでありました。

搬入残土の大部分は、阪神高速工事、京都市地下鉄工事などの公共工事で発生した残土であります。なお、防災上、必要な措置がとられていることを確認しておりますが、今後、安心安全の観点から、適切に対応してまいりたいと考えております。

**【前窪・再質問】** 淀川水系のダム問題ですが、6年間もの間に500回も議論を重ねて基礎案というものが、近畿地方整備局が淀川水系流域委員会の提言を受けてつくりました。その基礎案からも、今度出された原案は大きく変わっているということを指摘したわけですが、例えば、大戸川ダムの復活建設問題ですが、これは京都市南部の桂川の一部の河川改修困難な部分ですね。ここを整備すれば下流地域に沢山水が流れるからダムが必要だという理屈になっています。もう一つは、南郷洗堰の全閉方式ですね。洪水時に改めれば沢山水が流れるから、これが、大戸川が必要だということになっているわけですが、しかし近畿地方整備局の淀川水系流域委員会での説明でも、全閉方式について改めても93トンくらいしか流さないというわけです。これでは大戸川ダムをつくる理屈にもならないということです。洪水時に洗堰から93トン流したところで琵琶湖の水位を下げるのにどれだけ効果があるのか、こういう疑問すらでてまいります。さらに、天ヶ瀬ダムの1,500トン放流問題でもそうであります。47年の7月に琵琶湖の総合開発事業、これは着手前の記録ですが、最大雨量424ミリ、その時に床上床下浸水が735戸でありました。この総合開発事業が終了した平成7年5月、この洪水では最大雨量435ミリでしたが床上床下浸水が7戸ということでした。随分と、一兆九千億円も使ってやった事業の効果が出ていますよというのが近畿地方整備局の考え方なんです。一方でそういう考え方を示しながら、一方でなおダムが必要だという理屈はなかなか理解できないということです。その点で、基礎案から原案に至る経過は、非常にわかりにくい。このように思いますから、知事に再度、この点についてはどう考えているかお聞きします。

城陽の山砂利問題ですが、これは知事、ゼロベースで臨むと言ったわけですから、先程その点は答えられませんでした。ゼロベース、これを確認してよろしいですか。再度答弁を求めます。

それから、残土搬入であります笠取の部分ですね。残土がたくさん入っている。これは公共残土ということですが、指定地処分のかたちで京都市や阪神高速道路公団がこの残土処分に依頼したのか、あるいは自由処分だったのか、そのことを私は確認して頂きたいと思えます。

それから、18年度から許可条件に残土を入れないということ京都府は改正したと思えます。何故残土を入れないと改正したのか、これはやはり、無届で大量の残土が入られるということは防災上も市民生活上も障害があるということであったと思うのです。従って、こういう事が再びおきないように強く求めておきたいし、許可条件を平成18年に変えたという、この点についての再答弁を求めます。以上で私の質問を終わります。

**【知事】** 先程申しましたように、今回のたたき台について、治水上の具体的な在り方や利用計画、更には費用負担の詳細についてまだ一切示されておられません。ですからこの原案に至った理由も含めてきちんとした説明を国に求めているところです。

**【企画環境部長】** 山砂利問題ですが、先程も申し上げましたが、我々としては改めてゼロベースからの検討をお願いしているということです。

# 上原ゆみ子（日本共産党 京都市伏見区）2007年9月27日

## 憲法 25 条にのっとり

### 生存権を保障する生活保護行政の役割発揮を

【上原】日本共産党の上原ゆみ子です。通告に基づき、知事ならびに関係理事者に質問致します。  
まず、生活保護について質問いたします。

私はこれまで日本共産党伏見区生活相談所で 12 年間生活相談の仕事をしてきました。伏見区だけでなく京都府下、大阪・滋賀・奈良・遠く愛媛からも相談が寄せられました。相談に来られる方たちの気持ちに寄り添い、あらゆる相談の解決のために全力を注いできました。その中で一番多かったのが生活保護に関係することです。

いろいろな事情で生活が立ちいかなくなったときに、最後のセーフティネットとして生活保護制度があります。いま、構造改革による貧困の広がりが深刻になっているとき、この生活保護制度が憲法 25 条にのっとり、国民の生存権を保障しているのかどうか問われているのではないのでしょうか。

### **申請権の保障** 各自治体の窓口申請用紙を配置し、 ワンストップで受け付けよ

【上原】そうした立場から、第一に申請権の保障について質問いたします。

生活保護を受けたいと思って役所に行っても、「申請」という言葉すらわからず、相談だけに終わるケースが多くあります。京都市の 17 年度の保護相談件数は 15,879 件で、このうち申請に至ったのは 3,865 件、24.3%で 4 件に 1 件でした。

京都市を除く京都府下の 18 年度相談件数はのべ 4,163 件、申請件数は 1,539 件、36.9%で 3 件に 1 件となっています。役所に行ったら「親戚などからの援助がうけられないか聞いてまた来て下さい。」こう言われて帰されてしまう。生活状況の分かる書類等を持ち合わせていなければ、今度それを持ってくるようにと帰されてしまう。その場ではすぐに申請用紙を渡されない、こういう状況を何度も聞かされてきました。保護の申請・受理を絞り込むようなことが行われてはいないかどうか、厳しい点検が必要です。

そもそも申請権は誰にでもあります。我が党議員団は、保護の申請権を保障するために、申請用紙を窓口には置くようこれまで繰り返し求めてきました。昨年 12 月議会で、私どもの山内議員の質問に対し、保健福祉部長は「申請用紙は振興局や保健所及び市町村の窓口には置くようにしている」と答弁されました。ところがある町では、障害のある息子さんを抱えた母子家庭のお母さんが、町役場に申請に行くと「ここには申請用紙は置いてない。府の振興局の保健所へ行ってくれ」と対応されました。そのお母さんは「お昼近くになって、パンを食べて時間を潰し、交通費も大変なのに電車に乗って保健所まで行った」と言っておられました。保健所は統廃合で遠くなっているのですから、身近な役場で申請できるようにすることは当然ではないでしょうか。生活と健康を守る会の調査では、調査を行った 7 つの町のうち、窓口申請用紙を置いているのは 1 町だけで、あとは職員が奥から申請のときに出してくる、申請用紙は置いてなく府につないでいるだけという状況でした。とりあえず、すべての町村の窓口申請用紙を置くように早急に徹底すべきですが、いかがですか。同時に、府として各自治体の窓口申請できるよう町村と協議してその体制を整えるべきと考えますがいかがですか。申請者が、ワンストップで対応できるよう、行政が窓口を保障する、これが生存権保障の第一歩ではないのでしょうか。知事の御所見をお伺いします。

### 府として辞退届の実態を調査し、

### 市町村に辞退届の強要をしないよう徹底せよ

【上原】第 2 に辞退届についてお伺いします。

今年 7 月 10 日に北九州市で起こった孤独死事件に衝撃が走りました。生活保護を受けていた 52 歳の男性が、保護を廃止され、体調が悪く、就労できずまったく収入がない中で餓死していた事件です。

北九州市によりますと、保護は本人の辞退届の提出により廃止したということです。届の提出は4月2日、北九州市は4月10日付で保護を廃止しました。男性の遺体が発見されたのは、7月10日、死後約1カ月とみられる状態でした。男性が残していた日記の最後には「人間、10日食べてなくても生きてられます。オニギリが食べたい」と書かれていたと大きく報道されましたが、保護を廃止されてからの3ヵ月、どんな状態で過ごしておられたのか、本当に今なお胸が痛む思いです。

そもそも辞退届には法的根拠はありません。仮に本人が辞退届を提出したとしても、その人が保護制度の正確な理解をしているかどうか、自立が可能なのか、廃止によって急迫した事態に陥ることがないかどうか、十分に調査検討すべきだと思います。この検討なしに辞退届が出たからといって保護を打ち切ることは絶対にあってはなりません。

京都市の17年度の保護廃止数は2,977件でこのうち辞退届数は533件17.9%です。府下の17年度の保護廃止数は1,107件だとお聞きしていますが、辞退届の件数はカウントされていません。辞退届が廃止の理由とされている件数を把握すべきではないでしょうか。

京都府下の実態もいくらか明らかになってきましたが、宇治市では病気で休職していた保護受給者が、勤務先の健康保険の休業保障を受けられました。そうしたら、早速収入があったとして保護の辞退届を出すように勧められたのです。

厚生労働省も、全国生活と健康を守る会の交渉に対し、「辞退届は法にないもの、様式もないし、書類もない、強要がされていたのなら違法行為」と述べています。そして9月6日、全国都道府県、政令市の担当者の会議を開き、受給辞退の強要禁止などを指導しました。京都府で、北九州市のような事態を絶対に生んではならない、このことをふまえ、本府としても市町村に辞退届の強要はしないということを徹底すべきだと思いますがいかがでしょうか。

## 過度な就労指導を是正し、丁寧な自立支援を

【上原】さらに、就労指導や自立支援も慎重におこなうべきです。八幡市では保護受給中の母子家庭のお子さんが、中学を卒業し専門学校に進学しましたが中退されました。八幡市はその後、指導しても仕事につかないからと、そのお子さんを世帯分離するという措置をとりました。事前に通知もなく、保護費が突然減っていて通知書に「世帯分離」と書かれてあり、初めてわかったと言われました。今17歳の子どもさんは、小学校のときから不登校ぎみで、会話や周りの環境に馴染むことが苦手でした。働きなさいと一律に言ってもこの子どもさんにとってそう簡単なことではありません。しかし、お母さんは、働かないことを指摘されるのは仕方がないことだと、突然に減らされた保護費で食費など切り詰めて耐えられました。この場合、将来、子どもさんが自立できるようにしていくためには、状況を観察して、メンタルケアの相談を続け、もっと長期的な視点で支えてあげるべきではなかったでしょうか。

病気やその他の理由で就労できずに生活保護を受けていた方が、健康を取り戻され、働く条件整備ができたとしても、それで直ちに生活の安定に繋がるものではありません。すぐに十分に仕事をこなすことができるのか、働きだしても実際に賃金を受け取るまで、生活が順調に軌道に乗るまで見届ける、このことが大事だと思います。そういうところまで行ってこそ自立支援と言えるのではないかと考えますがいかがでしょうか。

## 老齢加算・母子加算をもとにもどすよう国に求めよ

【上原】第3に老齢加算・母子加算の廃止についてお伺いします。

山科区に住む辰井絹恵さんは、母子加算が減額をされたため最低限の人並みの生活ができなくなったと生存権裁判を闘っておられます。16歳の子どもさんは定時制高校に通っておられますが、母子加算が昨年、23,310円から15,150円に8,160円削減され、今は廃止されています。学期ごとに納める修学旅行積み立て15,000円が重くのしかかります。クラブ活動で遅くなっても、1か月10,800円の給食費を支払う余裕がなく、食わずに家に帰ります。日用品は100円ショップで買いますが、息子に服や靴も買ってやれない、小さい頃から旅行など連れて行ってやったことがないと話されています。母子加算の廃止理由の一つが、保護を受けていない母子家庭と比べると保護費が多いからとされていますが、母子世帯の収入が一般世帯の4割以下と非常に低く、そういう比較をすることが間違っているのではないのでしょうか。

老齢加算で裁判をしておられる松島松太郎さんは、15年ほど前に買った傷物のジャンパーを大事に着続け



て、買い物はタイムサービスを待って行かれます。高齢になって無理の利かない体になり食べ物にも注意を払う必要があります。また今年のような酷暑のなかで高齢者はクーラーなしでは過ごせません。しかし電気代を考えると付けっぱなしにはできなし、故障しても修理費が出せない、そもそもクーラーのない方も少なくありません。松島さんもクーラーはありません。これで健康で文化的な生活を保障しているといえるのでしょうか。

このように、老齢加算、母子加算の廃止により、生活保護がセーフティネットとしての役割を果たさなくなっており、生きている気力を奪い、保護受給者の人間としての尊厳が踏みにじられていることは明らかではないでしょうか。

にもかかわらず、国は生活保護予算を400億円の削減を目標にしています。生活保護法の第1条は、「日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」としています。

この立場にたつのなら、老齢加算、母子加算をもとにもどすように国に強く求めるべきと考えますがいかがですか。

**【知事】**生活保護の母子加算・老齢加算の廃止についてです。生活保護制度は、まさにナショナルミニマムの問題であります。生活に困窮するすべての国民に国が責任をもって生活保障をすべきものであります。国が今回、一般高齢・母子世帯の消費支出額の均衡を考慮して行っているとの説明がありましたが、しかし最近国の動きは、財政的な背景が多く、京都府としては今回の問題についても、財政的観点だけではなく、受給者の実情を踏まえたきめ細やかな制度運用が可能となるよう、地方との協議の場をもち、国民の理解を得て最後のセーフティネットとして十分機能するように配慮することを、繰り返し国に対して要請してきたところです。引き続き、住民に身近な地方自治体の立場で、強く要請をしていきたいと考えております。

**【保健福祉部長】**生活保護の申請についてであります。保護の実施機関である府保健所や市福祉事務所のほか、市町村役場の相談窓口などに申請用紙を配置し、申請の意思のあるかたは、速やかに申請していただけるよう、常々、研修の場、文書などで指導しているところであります。

生活保護制度の運用、とくに廃止にあたっては、個別事情を十分把握した上で、適正に運用するよう指導しておりますが、保護の辞退届については、一つには自らの意思に基づいて、任意に提出されるものであって、実施機関から強要することがあってはならないこと、二つには保護の辞退届のみをもって、保護を廃止すべきではなく、世帯の状態を十分に把握することに留意することなど、府として、改めて文書で徹底したところです。

また、就労により生活保護を廃止する場合には、収入が保護基準を上回ることが確実になるなど、廃止後の収入や世帯の状況を十分な把握、見通した上で、実施をされているところであります。今後とも、会議や指導監査の機会を捉えて、辞退届の取り扱いの実態把握も含め、よりいっそう適正な運用を徹底してまいります。

**【上原】**保護の申請や運用にあたっては親切そして丁寧な対応をして頂いて必要な人が保障を受けられない、こういうことがないように、また人間としての尊厳を守って頂くように要望しておきます。

## 伏見区西部地域のまちづくり

### 久我地域、神川小学校周辺の交通安全対策について

**【上原】**次に伏見区西部地域のまちづくりについて質問いたします。

日本共産党久我支部は、昨年秋、久我地域の各ご家庭に、アンケートを配布し、住民のみなさんの要望を伺う活動を行ってきました。この地域は神川小学校区ですぐ近くには久我の杜小学校、羽東師小学校があり、中学校は神川中学校があります。

この辺一帯は最近つぎつぎと農地が住宅地に転売され、人口が増え子どもたちが増えている地域です。中学校は生徒数1,000人を超え、もう1校作って欲しいとの声が多かったです。

新しい住宅地はミニ開発が多く、区画整理も行われず行き止まりの道路や、隣接しあった宅地が道路で繋がっていない場合や、繋がっていても近道にして通り抜ける車の危険から、道路を封鎖する団地もあり、遠

い道路を迂回するか、細い農道を通行するなど救急車も右往左往することさえ起こっています。

久我地域の中心の道路は昔のままで狭く、伏見向日線（東土川―赤池路線）は市バスやトラックの通行が多いのに歩道がなく、子どもはもちろん大人も危なくて怖い、雨の日は傘をさして歩くことが難しく命がけで歩いている、運転する方も怖いという声も寄せられています。水垂上桂線沿いの神川小学校北門前は複雑な5差路になっています。横断歩道は離れたところにありますが、いまここに医療施設が建築中で、開業されれば患者さんの横断も増えることが予想されます。このような状況から神川小学校の通学路でもある5差路を含め、この地域の交通安全対策を求める声が出されています。同時に、7月には集合住宅で5歳の子どもの声かけ事案が発生しています。安全対策と防犯強化がうまく求められておりますがいかがでしょうか、お答えください。

**【警察本部長】**久我地域、神川小学校周辺の交通安全対策について、神川小学校周辺の府道は、道路幅員が狭く交通量も多く、これまでから必要な交通規制や交通安全施設の整備を行なうなど、各種交通安全対策を講じてきた。東西の道路である府道伏見向日線については、信号機の設置をはじめ、制限速度40キロ規制、はみ出し通行禁止規制を実施している。

また、南北の通りである神川小学校西側の府道水垂上桂線については、府道の制限速度を時速30キロに、また大型車通行を南行き一方通行に規制しておりますとか、小学校通学児童等の通学安全対策として地域の要望等も踏まえ小学校の正門前に押しボタン信号を設置、小学校北門前の変則5差路では北詰、東詰に横断歩道を設置、さらには交差する3本の市道側全てに一時停止規制をそれぞれ実施するなどの対策を講じてきた。しかしながら、府道水垂上桂線の道路環境は歩行者の安全な通行空間や交差点での滞留場所が確保されていないことから、道路管理者と連携を図り、道路改良にあわせた総合的な交通安全対策を検討してまいりたいと考えている。

次に防犯対策について、ご質問の事案を含め、向日町警察署、久我交番の管内では、警察が子ども安全情報として発信した声かけ事案が本年8月末現在で3件あります。警察としては、子どもを犯罪からまもるため交番やパトロールカー等の警察官による登下校時の警戒や、危険箇所のパトロールなど街頭活動を強化するとともに、防犯情報メールの発信や子ども安全見守り隊等の防犯ボランティアと共同した合同防犯パトロール、子ども見守り活動、防犯教室の開催など自主防犯活動の支援も強化しているところです。今後、青色防犯パトロール車の導入や学校等の関係機関との連携を強化して、子どもを犯罪から守る諸対策を推進していくとしています。

## 河川敷公園の整備について

**【上原】**河川敷公園の整備についてです。京滋バイパス天王山大橋付近の大山崎町側に、ちびっ子ひろば、バーベキューサイト、野球場、サッカー場など併設した淀川河川公園を府が整備し、桂川、宇治川、木津川が合流する御幸橋付近の整備も進められ喜ばれています。桂川の活用については自然のままにこの国土交通省の考えもあるようですが、大規模な公園施設でなくても自然に親しめる散策路のような整備ができないのか、右岸の久我橋と羽東師橋間の堤防沿い道路の一部は、桜並木となっておりますが、この桜並木をもっと延長してはどうでしょうか。

また、府が管理している羽東師運動公園がありますが、少年野球や地元の老人会の方がゲートボール会場として利用されています。しかしトイレがなくて困っておられます。トイレの設置について、京都市とも協議し、検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

久我橋東の、鴨川・西高瀬合流点上流背割堤は府も努力していただいて、昨年春に養豚場などが撤去されました。私は昨年8月に南区上鳥羽自治会と近くのマンション・グランデュール鴨川に住む方たちと現地調査を行いました。その際、府の担当職員の方から埋設物・土壌調査をしたあと、土地利用については地元の方の意見を聞いて考えていくとの説明をお聞きしました。地元の方は緑地公園にして欲しいと要望をされていましたが、昨日、土壌調査の結果が出され、残土から基準値を上回る鉛や六価クロムなどが検出されたことと報じられました。何が原因か、さらに詳しい調査を行って、抜本的な安全対策を講ずるべきではないでしょうか。お答えください。

**【土木建築部長】**散策路整備について、堤防沿いの道路は国が管理している河川管理用道路であり、また堤防本体の安全性にも関わることであり、その整備についてはまずは国により判断されるものと考えています。

また、羽東師の運動広場については、昭和56年から国の河川占用許可を受け利用頂いているが、この広

場付近は頻繁に浸水をする箇所であり、また水道設備等もない状況です。このような治水面、管理面も考えてトイレの設置は困難と考えていますのでご理解を頂きたい。

次に、鴨川・西高瀬川合流点の河川敷で有害物質が検出をされた問題について、当該箇所は養豚場等として長年にわたり不法占拠されておりましたが、訴訟手続きを経て平成18年3月に明け渡し完了したところです。この跡地の整備に先立ち土壌分析調査を実施したところ、一部の土壌から基準値を超える鉛、六価クロムなどが検出されました。現地では明け渡し完了後から立ち入り禁止措置をとっており、また周辺の河川や地下水の水質分析調査では、有害物質が検出されなかったことから、直ちに周辺への影響はないと考えておりますが、原因究明や今後の対策について早急に専門家の意見をお聞きし適正に対応していきたいと考えています。

【上原】西高瀬川背割り堤の残土の有害物質についてですが、養豚場が撤去されてから既に1年半が過ぎています。私は今朝も現地を視てまいりました。原因の徹底調査と安全対策を早急に行なって頂くよう再度強く要望して私の質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

## 山内よし子（日本共産党 京都市南区）2007年9月28日

【山内】日本共産党の山内よし子です。先に通告しています数点について知事ならびに関係理事者に伺います。

### 府民の合意も教職員の合意も無い府立2大学の独立法人化は撤回を

【山内】私どもはこれまで、大学の「独立行政法人化」は経営採算を第1とし、大学の自治と学問の自由を侵害するものであること、また大学の教育研究のあり方や教職員の身分にも関わる重大な問題であることを指摘してきました。

まして京都の府立2大学は百年を超える歴史と伝統を持った大学であり、これまでも多くの優秀な人材を輩出し、府民の命と健康を守り、また京都府の産業や住民の生活、福祉、文化の発展に大きな役割を果たしてきたのです。

今議会で府立の2大学の法人化に向けた条例や定款が提案されていますが、私どもは教育や研究より経営を優先し、学生や教職員など大学関係者や府民の合意も得られていないもとの、2大学の法人化は撤回すべきだと考えています。

昨年の11月には府職労による「法人化を考えるシンポジウム」が開催され、さらに12月には法人化に反対し、府立の大学と付属病院の充実を求めて、府民の会も結成されました。法人化方針の撤回を求める署名は短期間で12,000筆寄せられ、組合が行った住民アンケートには、付属病院について「いざというとき頼りになる病院。法人化でどうなるのか心配」という声も多数寄せられました。

こうした中でこれまで本府は「大学の自治と学問の自由は保障される」「出資や運営交付金など、京都府が設立する大学として府の責任に変わりがない」と答弁されてきました。しかしすでに法人化された国公立の大学で起こっている事態は深刻です。

第1に運営交付金の問題です。

国立大学法人では効率化係数による交付金の削減で、大学は企業からの外部資金の獲得に奔走、企業利益につながる研究が優遇され基礎研究にしわ寄せがきています。文部科学省の試算では、科学研究費で増えるのはわずか13大学で、74法人では減少し、そのうち50法人は半減するとのことでした。

公立大学法人でも、山口県立大学の中期計画では「学内の競争的研究資金の重点配分」があげられ教育と研究に競争と格差が持ち込まれています。大阪市立大学は運営交付金が5年間で、4割近く削減されることが予測されています。先日市立大学の教授にお話を伺ったところ、大学では教職員の2割削減が目標になっており、教員が退職しても一切補充されず、年収300万円の「パート特認雇用」という教員が増えていること。事務職員は派遣が増え、毎年の入札で派遣会社が変わるので、学生の名前も顔も覚えられない、精神的に課題を抱えた学生のケアができなくなりサービスも低下した。とのことでした。

そこで伺います。これまで知事は交付金の一律削減は行わないとってこられました。しかし地域貢献度や外部評価によって、交付金を重点配分するようなことになれば、外部資金の獲得がむずかしい学部の運営や教育・研究に支障をきたすことになり、そうしたことがあってはならないと考えますがいかがですか。

また、現在の府立2大学には、低所得者の子弟に対する、授業料の減額免除の制度があり、昨年度府立医大では10名、府立大学では65名が制度適用を受けています。この制度を法人の経営実態や判断に任せるのではなく、府内の子弟の教育権を保障するために、本府の責任でさらに存続・発展させるべきと考えますがいかがですか。あわせて授業料を値下げするための支援をおこなうべきと考えますがいかがですか。

第2に大学の自治と学問の自由についてです。

国立大学法人では、学長選考会議で学内意向投票を無視して学長が選考された大学が4大学にのぼり、また学長選の意向投票を廃止した大学もでてくるなど、大学の自治が踏みにじられる事態が起こっています。

大阪市立大学では、教職員や教授会の意見を反映する場がまったくなく、いったい大学の方針がどこどのように決まっているのかまったくわからない、とのことでした。今議会に提案されている定款案では、経営審議会については委員の2分の1以上を法人の外部のものを任命するとなっています。大学の運営に重大な権限を与える経営審議会に、なぜ外部の委員を半数以上おこななければならないのですか。

また理事会や経営審議会などのどこに教授会や教職員の総意が反映されるのですか。あわせて学長選考委員会に教職員の意向がどのように反映されるのですか。お答えください。

第3に付属病院の問題です

和歌山県立医科大学や奈良県立医科大学、また横浜市立大学など法人化された大学の付属病院では、在院日数の短縮や民間委託の推進、人員削減などで、公的病院としての役割が果たせなくなっています。横浜市立大学では運営交付金が5年間で20億、31%も減額されることが目標とされ、市立病院が果たすべき役割の見直し・廃止までうたわれています。

そこで伺います。府立医大付属病院に対して、これまでの繰出金の水準は当然京都府として責任を持って維持すべきと考えますがいかがですか。

また、経営効率を最優先して住民サービスが低下するようなことがあってはならないと考えますがいかがですか。お答えください。

**【知事】**法人化について、法人化は府立の大学が教育の高度化や国際化、情報化など時代の大きな変化の中で柔軟な大学運営をしていかなければならないこと、さらに明確な責任体制を実現し、大学の目標とそれに至る過程を広く公開することによって大学がいつそう意欲的で教育研究や地域貢献を進め 府民に開かれた大学となるように目指すものです。

そうした観点から人材育成はもとより、府民生活や地域社会に密接に関連した教育研究をはじめ、基礎研究など中長期的な視点の教育研究、医師不足への対応など、大学がとりくむ府民生活や社会への貢献をふまえ、議会の議決をいただいて府が作成する中期目標と、その中期目標に基づき大学が作成し、私が認可をする中期計画による大学運営を支えるために、運営交付金により支援を行う。議会のご意見を伺いながら大学がいつそう発展できるように対処してまいります。

また授業料につきましては、議会の議決をいただいた上で知事が認可してその上限を定めることとされています。減免制度も基本的には運営交付金のあり方と連動してまいりますだけに、府議会の皆様と相談しながら学生が安心して就学できるよう、大学とも調整してまいります。

医科大学の付属病院について、これは府民の税金に支えられている大学の病院なので効果的な運営をすすめる、これは法人化の有無にかかわらず、当たり前なことだと思いますが、ただ私どもは外来診療等、これは私が知事になって一番大きな公共事業ではないかと思っていますが、そういう形で大きな投資をしているところです。まさに府民の医療の中核をなす病院として位置づけて、高度医療や地域医療、政策医療など府民サービスの向上を実現するために必要な支援は今も一生懸命がんばっているところです。

**【総務部長】**法人の定款について、府民に開かれた大学を実現するために、大学外も含めた幅広い意見を確実に反映させることがきわめて重要。外部の意見を反映させる審議機関として経営審議機関が法的に規定されている。両大学の意見を十分に反映させる会議で審議した結果、国立大学と同様に2分の1以上は外部委員としたものです。理事会や経営審議会については両学長が構成員に含まれ、加えて経営審議会には教職員が構成員となることが規定されています。教授会や教職員の意見は十分に反映される。

学長の選考会議について、経営審議会や教育研究評議会から選出された委員で構成され、これらの委員を通

じて、教職員の意向の反映が可能。さらに具体的な選考手続き等は大学で決めることとしており、その過程で教職員の意向の反映はできる。

次に学費負担について、国際人権規約については高等教育の無償化にかかる国の財政基盤の問題や大学に進学しない学生との負担の公平などの議論が活発にされていて、また国際条約にかかわる問題であることから、国において議論し、総合的に判断すべきものと考えています。

日本学生支援機構の奨学金について、今後の制度や運用について国および同機構において検討されるもの。京都府として、府立の大学について府内生にかかる入学料の減額措置や、学費困難等の事情がある場合の授業料減免制度を実施している。

**【山内】** 独立行政法人化について再質問します。

今、知事がいろいろ言われたことは、法人化しなくてもできることなんですね。そもそも法人化がトップダウンで進められてきたことに問題があると思っています。

そこで1点ですが、教授会で法人化が了承されたのかどうか伺います。また、大学の自治の問題ですが、大阪市立大学で教育研究審議機関で意見を言っても経営審議会で検討する中身だ、といって取り上げてもらえないということも伺いました。そういうことにならないのかという点、また付属病院について府民サービスの向上にがんばるということですが、公的病院としての役割を法人化後も果たすことができるのか、3点についてお答えください。

**【知事】** 私も京都大学の経営審議委員です。半分半分になっていて、両方が意見をしっかりと闘わずことによって、たいへんいい議論ができています。こうした仕組みが府立大学にも導入されれば、府立大学も外部からの刺激を受けて、色々な意味で開かれた大学になると思っています。

付属病院について、外来診療棟は府の税金で作っている。なぜかという地域の中核病院としての役割を果たせるようにがんばっている。

**【総務部長】** 定款は法人化のための定款で、これについては両大学の教授会で熱心に議論していただき、了解をいただいている。

**【山内】** 教授会で了承されたとのことですが、少なくとも府立大学の教授会では了承していないと聞いている。いつ了承されたのか明らかにしていただきたい。

また、府職労府立医大支部でこの夏、教職員に対するアンケートをとっているんですね。1400人の職員を対象に、9月19日現在の数字ですが410名から回答があり、その中で法人化に賛成なのはわずか19人なんですね。反対が143人、どちらでもよいという人とわからないという人を合わせると243人になる。この結果から見ても法人化は撤回すべきだということを申し上げて、次の質問に移ります。

## 高学費問題を解消し、奨学金制度の充実を

**【山内】** 「学費を支払うためにバイトばかりで肝心の勉強ができない」「親が体力的に私の卒業まで働き続けられるか心配」この声は京都府学生自治会連合が今年の春、高学費に苦しむ学生の声を集めたものの中の一部です。OECD加盟国30カ国のうち、15ヶ国は高等教育の授業料は無料で、授業料を聴取しているイギリスでも減額・免除の制度が充実しており、6割近くの学生が減免を受けています。

しかし我が国の大学の学費は数十年間値上げされ続け、現在初年度納入金は国立大学で80万円、私立大学では130万円となっており、国際的にも異常な高学費です。日本は、1966年に国連で採択された国際人権規約を批准しましたが、中等教育と高等教育における漸進的無償化をうたった社会権規約第13条2項は留保しています。この条約は151カ国で批准されましたが、この条項を留保しているのはアフリカのルワンダとマダガスカル、そして日本の3カ国のみです。国連は日本政府に対して、「高等教育の漸進的な無償化」条項の留保の撤回を検討することを勧告し、2006年6月末までに勧告にもとづいてどういう措置をとったのか、NGOや市民とどのような協議をしたのか、報告を要請しています。ところがいまだに国は留保の撤回もせず、検討・協議状況の報告も行っていない。貧困が拡大する中で、経済的な事情によって高等教育を受ける権利が侵害されているのです。

本府として国に対して、社会権規約第13条2項の批准を行い、すみやかに高学費を解消するよう、強く求めるべきと考えますがいかがですか。

次に奨学金制度の問題です。

欧米では奨学金は返済する必要のない給付奨学金制度が基本になっており、フランスでは、大学のほとんどが国立大学で学費は無料で、奨学金は学生の生活費として支給されています。イギリスも給付制奨学金を受ける学生が多数です。アメリカでも、この数年給付奨学金予算を拡充し、給付奨学金を受給する学生は全体の4割を超えています。

しかし日本では大学を卒業し、社会人としての第一歩を踏み出すときに、奨学金返済という大きな借金がかかえて出発しなければならないのです。日本学生支援機構の奨学金制度の利用者のうち、返済を3ヶ月以上滞っている人が2001年度から急増し、昨年度末で19万人をこえ、滞納額も2074億円を超えることが明らかになっています。滞納理由のトップは「低所得」で22.1%にのぼり、2番目は「無職・失業」で20.3%です。給付制度がない点でも、奨学金を受けている学生が全体の14%と非常に少ないということからも、日本の奨学金制度の貧弱さは明らかです。

ところが国は来年度をめどに奨学金事業の効率化をはかり、貸出金の回収事業について民間委託を検討し、さらに貸出金利の上限を撤廃することも検討しています。これでは奨学金事業を学生ローンに変質させることにほかなりません。

本府として国に対して奨学金回収事業の民間委託をやめ、無利子枠を拡大することを求めるべきと考えますがいかがですか。また、今議会に府立高校等の授業料の値上げが提案されています。現在の府内の経済状況や、雇用の状況などを考えれば、値下げして当然です。国の計画の1年遅れで機械的に授業料を値上げし続けるのが地方分権といえるのでしょうか。

鳥取県では県内の経済状況を踏まえて国の地財計画を2回見送り、県立高校の授業料を111,600円に据え置いています。新潟中越沖地震の被災者に対する入学金と入学考査料の免除は賛成するものですが、授業料については府民の所得状況を勘案して値下げすべきです。いかがですか。

以上、まず答弁をお願いします。

**【教育長】**府立高校の授業料について、高校教育は有償という基本的な制度の下で、授業料は学校の運営が受益者である生徒の負担と府民の税金で成り立っていることを踏まえ、その公平性を保つことが必要。高校教育を推進していく上で、必要な経費にしめる授業料収入の割合や、毎年精査していることから、今回お願いしている授業料の改定は授業料という受益者負担と府民全体にかかる負担を考慮したものであり、保護者負担の軽減を図る観点から地財計画の1年遅れで実施するとともに、勤労青少年の教育振興を図るために定時制、通信制については改定後においても地財計画の金額を大幅に下回る額としておるところ。

一方経済的事情で修学が困難な生徒については、減免制度の所得基準を大幅に緩和し、全国トップクラスの就学資金制度をもうけており、今後とも授業料の改定に当たっては、総合的に判断していく。

**【山内】**高学費の問題ですが、国において検討されているということだったが、昨日生活保護の質問で知事は国に対して意見を言っていくとお答えになっていた。ぜひ国に意見を言ってもらいたい。昨日うかがったが、ある青年は卒業してやっと正社員になれたが、手取り13万、その中から奨学金を月4万円、20年間返し続けなければならない。これでは自立ができない。ある青年は、4回生の11月に奨学金を借りている学生ばかり集められ、ビデオを見せられた。借りたものは返すのが当たり前から始まって、返さなければ勤務先まで電話をかける、それでも返さなければ差し押さえをするなどの内容で、まるでサラ金のビデオみたいで、就職の決まっていない学生はとても不安になったとのこと。

高学費の解消と奨学金の改善を強く国に要望されるよう、再度求めておきます。

府立高校の授業料ですが、高校に入学して学ぶことが利益なのでしょう。受益者という言葉をお使いになったが、子どもをどのように考えているのか、高校生のことをどのように考えているのか、疑わざるを得ない答弁だった。大企業はバブル期の1.75倍の利益を得ているが、そこで働く人たちの給与は0.44%しか増えていないし、民間企業に勤める人たちの昨年の給与も前年より19000円減っているんですね。そういう実態を踏まえて値上げには何の理由もないのですから、値上げ案は撤回するべきだ、これは強く要望します。

## 子どもを競争にかりたてる全国一斉学力テストは中止せよ

**【山内】**全国一斉学力テストが、今年4月24日におこなわれ、その結果が公表されます。都道府県ごとの状況も公表され、序列化と競争がいつそう拡大される懸念があります。

子どもたちの学力の状況は毎日現場で子どもたちと向き合っている学校・教職員が日常的に把握しています。我が党は全国一斉学力テストは教育の目的をゆがめ、子どもたちと学校を輪切りにして競争で追い込み、

序列をつけるものにほかならないことなどを指摘し、その中止を強く求めてまいりました。

東京都で行われている学力テストでは、テストの結果が公表され、そのことによって学校への予算配分が左右されたり、学校選択性とも連動して現場に強い圧力となり、教員や校長が不正を行うという事態をまねきました。足立区では校長が正答を誘導したり、障害を持つ子どもの成績をテスト集計から排除する、またテスト問題を区内の小中学校の校長に事前に配布をするといった問題が次々と明らかになり、学力テストの結果を学校への予算に反映する方式を一年で廃止することになりました。

本年6月の本会議質問でわが党の光永議員は、八幡市で、全国一斉学力テストの得点アップに向けた取り組み計画の提出を全小中学校に求め、模擬プリント等を繰り返し実施する事前対策をおこなっていたことを指摘し、是正を求めました。教育長は「過度な競争となっているような報告は受けていない」と答弁されました。しかし、質問翌日のNHKおはよう関西ニュースで「学力テスト前に特別学習を指示」とこの問題が大きく取り上げられ、文部科学省は「学力テストの得点をあげることが目的であればテストの主旨に反し好ましいことではない」と話しています。その後の文教常任委員会で教育長は「目の前のテストの点数をあげるため、あるいは子どもたちをそのことに駆り立てるのであれば、おかしい」と述べられました。しかし八幡で起こっている事に関しては「普段の学力向上の取り組みだ」と、調査も拒否されました。

8月に入ってから、八幡市の「対策」は情報公開請求であきらかになり、市教委の指導のもと15のすべての小中学校で計画書が提出され、中学校の入学式が行われた4月10日にも2校で予備テストが行われていたことなど全容が判明しました。今後このような事態がさらに拡大される危険があります。本来、学力は人と人とのつながりのなかで豊かに、深く発達していくものであり、テストの点数では図れない多様なものです。

政府の作った学力テストに合わせていい点数をとるための対策が日常的に行われ、国が教育委員会を、教育委員会が学校を、学校が教師と子どもをおいつめるようなことは絶対許せません。そこで伺います。教育長はこうした八幡での事態をどのように受け止めているのですか。教育の目的をゆがめ、子どもを追い込む全国一斉学力テストは今後中止すべきと考えますがいかがですか。

**【教育長】**全国学力テストについて、八幡市の件については、計画書の提出等についていささか説明不足の感も否めないと感じているが、すべての児童生徒を対象に従来から進めていた学力向上の取り組みの一環として、その学年で身につけるべきものをしっかりと身につけるために行ったもの。各学校では現在も取り組まれていると承知している。

いずれにしても子どもたちを過度な競争に駆り立てることはこの調査の目的ではなく、今後ともそうしたことがあれば適切に指導していきたい。

この調査への参加についてはそれぞれの市町村教育委員会が適切に判断されるものだが、府教委としてはこの調査が学校における指導の改善に有効なものと考えている。学力実態を分析し、明らかになった課題について改善方策をたてて取り組むなど今後とも活用していきたい。

## J R西日本の安全対策とバリアフリーについて

**【山内】**福知山線脱線事故で、107名もの方々の尊い命が奪われ、562名の方が負傷される重大な事故が起こってから2年5ヶ月。安全より儲けを第一にしてきたJ R西日本の体質に厳しい批判の声が上がりました。わが党議員団は国会議員団や、沿線の自治体議員団と連携をとり、事故直後からJ Rや国に安全対策の実行を迫ってきました。

とりわけ、J R長岡京駅のホーム柵の設置は急がれます。同駅では2005年の3月に母親が子ども2人を道ずれに無理心中を図ってホームから飛び込み、2名が死亡。さらに4月にも転落した男性と、助けようとした男性の2名が死亡。さらに昨年11月にも男性が新快速列車にはねられ、死亡するという事故が起こったのです。いずれもホーム柵の設置されていない場所で起こった事故です。こうした事態を一刻も早く改善するためにJ R と協議を行い、長岡京駅のホーム柵設置の具体化を始めるべきと考えますがいかがですか。

また同様にJ R西大路駅についても、上下線外側にはホーム柵が設置してありますが、快速列車も通過する、2番、3番ホームにはホーム柵が設置されていません。早急に改善を求めるべきと考えますがいかがですか。

またJ R西大路駅は1日乗降客数が3万人をこえ、京都市内のJ Rの15の駅の中で京都駅、山科駅について利用者の多い駅です。しかし、エレベーターも階段昇降機も設置されていません。駅員も常時2名ほどしかおらず、車椅子利用者が電車に乗ろうとしても駅員だけでは車椅子を担いでホームに上がることができず、

乗客の助けを借りなければなりません。

またラッシュ時は狭い階段に人がひしめき合い、高齢者や子どもをつれた方にとっても危険な駅になっており、地域住民からもJRや京都市に対して、エレベーターの設置を求める要望書が出されています。

京都市交通バリアフリー全体構想では、JR西大路駅については「現時点において、段差解消を図ることが極めて困難であるため、引き続きその方策を検討していく」としていますが、早急にJR西日本や京都市とも協議を行い検討を進めるべきと考えますがいかがですか。

**【企画環境部長】** JR長岡京駅と西大路駅のホーム柵について、列車が通過する外側ホームについてはいずれの駅も設置されているが、長岡京駅については6両分と短いため、更なる延伸についてこれまでもJRに要請をしているところです。西大路駅の内側ホームへの柵設置は、構造上困難と聞いている。列車通過の際には構内放送などにより安全確保対策がとられている。鉄道の安全確保は事業者の責務で、国の指導の下なされるものだが、京都府としては府民の安心安全を守る観点から鉄道事業者や国に対し、引き続き要望を行っていく。

バリアフリー対策について、これまでも国とともに、積極的な支援を行っている。JR西大路駅については京都市において交通バリアフリー全体構想を作成され、現時点において、段差解消を図ることが極めて困難であるため、引き続きその方策を検討していく、とされており、今後の検討状況を見ていきたい。

**【山内・再質問】** JRの安全対策とバリアフリーですが、本府の第8次交通安全基本計画に、「駅施設等についてバリアフリー化を推進するとともに、ホームからの転落事故に対しても安全対策を講じる」と計画がある。この計画を計画に終わらせるのではなく、住民の声を聞いて生きたものにするために、しっかりとやっていただきたい、お願いしておきます。

また学力テストの問題ですが、入学式に予備テストをして、事前対策をおこなう、こういうことが日常的な学力向上の取り組みなのではないでしょうか。明らかに異常な事態となっている。しっかりと調査をし、指導していただきたい。このことを強く求めて質問を終わります。ありがとうございました。